

山形県地域公共交通計画の変更について

1 概要

- 地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る補助事業の認定申請の際は、地域公共交通計画の本体について、補助系統に係る必要な修正を行うとともに、これまでの「地域公共交通確保維持計画」を「別紙」として位置付ける必要がある。
- このため、認定申請を行うため、計画本体を修正するとともに、「別紙」を作成し本体に添付する。

【地域公共交通計画に位置付ける事項】

- ① 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置づけ・役割
- ② 地域の公共交通における位置づけ等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- ③ 補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- ④ 地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法

【地域公共交通計画の別紙に記載する事項】

- ① 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ② 補助系統の概要及び運送予定者
- ③ 補助系統に関する定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- ④ 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ⑤ 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（幹線系統のみ）
- ⑥ 車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ⑦ その他詳細な事項

2 計画改正の内容

(1) 「施策・事業 3-1-1」、「付則 3. 山形県 市町村間幹線バス路線の見直し方針」の修正

- 以下の地域間幹線系統補助の特例措置の対象系統の位置付けや見直し内容を整理
- ① 補助金交付要綱「別表 2」5. ただし書きに該当する運行系統（地域公共交通協働トライアル推進事業）

系統系	事業者	備考
① 上山～仙台	山交バス(株)	・協議運賃に変更
② 米沢～仙台	山交バス(株)	・協議運賃に変更
③ 新庄（東根・作並）仙台	山交バス(株)	・協議運賃に変更
④ 天童～寒河江	山交バス(株)	・新たに地域間幹線系統に位置付け
⑤ 鶴岡～三川	庄内交通(株)	・「鶴岡～酒田」系統の分割
⑥ 三川～酒田	庄内交通(株)	・「鶴岡～酒田」系統の分割
⑦ 鶴岡～いでは文化記念館	庄内交通(株)	・経路変更
⑧ 山形(月山口) 鶴岡	山形県地域公共交通活性化協議会 (山交バス(株)、庄内交通(株))	・協議運賃に変更
⑨ 上山～仙台	宮城交通(株)	・協議運賃に変更
⑩ 米沢～仙台	ジェイアールバス東北(株)	・協議運賃に変更
⑪ 銀山線	はながさバス(有)	・新たに地域間幹線系統に位置付け

②利便増進計画（令和3年9月策定予定）に地域間幹線系統と位置付ける運行系統

系統系	事業者	備考
①山形市役所 （六角・荒砥） 長井	山交バス(株)	・協議運賃に変更、経路変更（主な経由地に長井駅を設定）

(2)「施策・事業3-2-1」の修正

- 「地域内フィーダー系統」の位置付けを市町村ごとに整理

(3)「別紙」を「計画本体」に追加

- これまでの「地域間幹線系統」及び「地域内フィーダー系統」に係る地域公共交通確保維持事業を「別紙」として作成し、「計画本体」に追加